防衛医科大学校					三
陸上自衛隊					二二
海上自衛隊					一五
航空自衛隊				二	三
技術研究本部					二

別表第八技術研究本部の項中「人　一人」を「一〇人　二人」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第九　医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　医療職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人	一人	人	人	人

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人	一人	二人	人

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「次の事務」を「病院に係る次の事務」に改め、同条第二号中「病院の」を削り、同条第七号を削り、同条第八号中「並びに物品の取得及び管理」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十三条第九項の規定に基づき、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則

（捜査研修室の設置）

第一条　警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターに、捜査研修室を置く。

（捜査研修室の所掌事務）

第二条　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十三条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

（研修室長）

第三条　捜査研修室に、研修室長を置く。

2　研修室長は、命を受け、捜査研修室の事務を掌理する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（警察大学校警察情報通信研究センターの内部組織に関する規則の一部改正）

2　警察大学校警察情報通信研究センターの内部組織に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四研究室」を「三研究室」に改め、「応用第三研究室」を削る。

第三条中「及び応用第三研究室」を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

○国家公安委員会規則第五号

警察庁組織令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百二十三号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一条）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪手口資料取扱規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司